

水給第 88 号
令和4年5月17日

指定給水装置工事事業者 各位
指定排水設備工事事業者 各位

鹿児島市水道局 給排水設備課
課長 外島 範頭
(公 印 省 略)

給水装置工事施行基準及び排水設備工事施行基準の一部改正について（通知）

平素より本市の上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび「給水装置工事施行基準」及び「排水設備工事施行基準」について、一部改正を行いますので通知致します。改正内容は下記をご参照ください。

ご理解のほど、よろしく申し上げます。

【主な改正内容】

（1）給水装置工事施行基準

・裏面のとおり

（2）排水設備工事施行基準

・裏面のとおり

【運用開始日】 令和4年6月1日 施行

【改正版の配布】

改正箇所につきましては、水道局ホームページの「給水装置工事施行基準・排水設備工事施行基準」からダウンロードできます。（6月1日以降）

【問い合わせ先】 給排水設備課

南部審査係：Tel 099-213-8523

北部審査係：Tel 099-213-8524

(1) 給水装置工事施行基準

- ・ 指定給水工事業者の自主検査における用語の一部改正 (P19)
- ・ 図面作成における住宅地図の取扱いの一部改正 (P56、58)
- ・ 給水用具における吸排気弁取付高基準の一部改正 (P71)
- ・ ダクタイル鋳鉄管の配管図 (K 形) 継輪使用における図面の一部改正 (P96)
- ・ 給水管明示シートの取扱い見直しに伴う一部改正 (P98、99)
- ・ 止水栓ハンドル深さ記述の一部改正 (P101)
- ・ 3 階直結給水基準の一部改正 (P 参 13~16)

(2) 排水設備工事施行基準

- ・ 図面作成における住宅地図の取扱いの一部改正 (P19)